

新監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年10月28日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

農林水産部	農村整備・水産振興課
北区役所	産業振興課、建設課
中央区役所	建設課
江南区役所	産業振興課、建設課
南区役所	産業振興課、建設課
西蒲区役所	建設課

監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

農林水産部 農村整備・水産振興課

令和3年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

北区役所建設課、中央区役所建設課、江南区役所産業振興課、同建設課

南区役所産業振興課、同建設課、西蒲区役所建設課

令和3年度に契約した当初設計金額250万円を超える工事

ただし、江南区役所産業振興課、南区役所産業振興課は令和3年度に250万円を超える工事が無かったことから、令和2年度に契約した工事を対象とした。

また、北区役所産業振興課は令和2年度、3年度に対象工事が無かった。

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。

また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。

- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。
- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和4年3月15日～令和4年10月28日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 設計に関すること

- ・変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの
- ・排水管の使用材料を誤っていたもの

イ 積算に関すること

- ・排水管設置工の積算を誤っていたもの
- ・仮設工の賃料期間を誤っていたもの
- ・建設発生土の変更設計を怠っていたもの
- ・建設発生土の受入費の設計単価を誤っていたもの
- ・施工地域区分の設定を誤っていたもの
- ・側溝清掃工の変更設計の積算を誤っていたもの
- ・契約保証に係る一般管理費等の補正を誤っていたもの
- ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの
- ・遊具設置工等の施工歩掛決定方法を誤っていたもの
- ・管理費区分の設定を誤っていたもの

ウ 監理に関すること

- ・工事打合簿での協議を怠っていたもの
- ・路床改良における六価クロム溶出試験を怠っていたもの